

令和2年5月補正予算計上事業に関するQ&A

令和2年5月20日時点

	質問	回答
新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業		
1	商店街への一時金申請の窓口はどこか。	経済局商業振興課です。(電話番号045-671-3488)
2	どのように申請したらいいのか。	必要書類を郵送で申請していただきます。申請は、商店街からとなります。店舗からの申請はできません。
3	早く申請しないと一時金が受けられないのか。(先着順になるのか)	先着順ではありません。 5月22日から6月30日までに申請を受け付けた商店街等に対して、一時金を交付する予定です。
4	商店街への一時金申請に必要なものは何か。	必要書類は、申請書のほか、加盟店舗・役員名簿、定款又は規則・会則、一時金の申請及び活用予定事業が承認された総会等の議事録、直近年度の会計報告書の写し(活動実績や実態が分かる内容)、区域を示す図面等を添付していただきます。
5	商店街への一時金申請はいつから可能か。	5月22日の受付開始を予定しています。
6	申請後、いつ頃振り込まれるのか。	6月から順次交付を予定しています。
7	市商店街連合会に加盟していない商店街は一時金の交付対象になるのか。	市内で活動する商店会(市商店街連合会に加盟していないものも含む。)のほか「商店会に準ずる組織」を対象としています。
8	「商店会に準ずる組織」とは何か。	横浜市では、「横浜市商店街の活性化に関する条例」第6条に、「商店会の責務」を定めています。 同条に定められる活動(環境行動の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献等)を地域で継続的に実施している団体等を想定しています。
9	商店街の各個店に10万円が配られるのか。	今回の事業は、加盟店舗数に応じた一時金を商店街へ交付するものであり、交付した一時金の使途は、商店街で決定していただきます。そのため、各個店に10万円が配付されることを前提としているものではありません。
10	一時金の対象となる商店街等は、いつの時点に存在している必要があるか。	令和2年4月1日が基準日です。
11	これを機会に加入促進をした場合、積算対象となるのか。	積算対象となります。(申請日現在の加盟店舗数が積算対象となります。)
12	一時金はどのような使途を想定しているのか。	商店街に交付する一時金については、それぞれの商店街がニーズに応じて使途を決定し、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な事業に活用することを想定しています。 主な使途としては、マスク等の衛生用品の購入経費、テイクアウト・デリバリーの事業経費のほか、回復期において、イベントや割引セールの実施などに活用されることが想定されます。
13	いつまでに申請すればいいのか。	令和2年6月30日(火) 郵送必着です。
中小企業制度融資事業、信用保証料助成等事業、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金、中小企業経営安定事業		
1	当初3年間実質無利子の融資メニュー「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を申込みするにはどうしたらいいか。	まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。
2	実質無利子融資をどのように申請したらいいのか。	まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。
3	早く申請しないと融資が受けられないのか。(先着順になるのか)	先着順ではありません。 ただし、令和2年12月31日までに保証申込みを受け付けし、かつ、令和3年1月31日までに貸付が実行される必要があります。
4	実質無利子融資は、どこの金融機関が取り扱っているのか。	横浜市制度融資の取扱金融機関は28行あります。詳しくは、 以下のページ でご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/moushikomi/ginkou.html
5	実質無利子融資で無利子となる期間はどのくらいか。	3年間です。 ※無利子となるには一定の要件があります。詳しくは添付の制度案内をご確認ください。 ※事業者の皆様がお支払いした金利を、事後的に相当分をキャッシュバックします。
6	実質無利子融資で元金据え置きとなる期間はどのくらいか。	5年間です。
7	実質無利子融資の返済期間はどのくらいか。	10年以内です。
8	実質無利子融資の借入限度額はいくらか。	3,000万円です。

9	例) 500万円を、10年返済(5年間元金据置)で借入した場合の返済はどうなるのか。	5年間は金利のみ(上記Q5の要件に該当する場合は、融資額3,000万円まで、当初3年間の利子相当分をキャッシュバック)をお支払いいただき、5年経過後より完済まで元金及び金利をお支払いいただくことになります。
10	セーフティネット保証4号や危機関連保証等の認定を取得するにはどうしたらよいか。	原則、融資のご相談・お申込みをした金融機関を通じて、認定を取得していただいておりますので、まずは金融機関にご相談ください。 なお、金融機関を通さず、直接、認定申請をされる場合、「危機関連保証」については、窓口での申請に加え、新たにインターネットによる申請を5月25日からご利用いただけます。詳細は以下のページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/kikikannren.html
11	セーフティネット認定は予約可能か。	WEB予約は、以下のURLにて行うことができます。 原則として融資のご相談・お申込みをした金融機関を通じて、認定を取得していただいておりますので、まずは金融機関にご相談ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html
12	すでに横浜市の制度融資を使っているが、新たな制度融資への借り換えは可能か。	原則借換え可能です。 借換え対象外の場合もありますので、詳しくはお申込みいただいた金融機関へご相談ください。
新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業		
1	500万円以下の融資を受けた事業者を対象とした一時金の窓口はどこか。【小規模事業者等への一時金】	所管課は、経済局経営・創業支援課です。(電話番号045-671-4236) 実際の申請に関する相談・受付窓口・申請方法は決まり次第、ウェブサイト上でお知らせします。
2	具体的にどういった事業者が対象になるのか。【小規模事業者等への一時金】	市内小規模事業者等(※)で、令和3年1月末までに「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上500万円以下の融資を受けた方を対象とします。 ※中小企業信用保険法第2条第3項各号における小規模企業者等(小規模企業者、事業協同小組合、企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人)
3	上記の一時金申請に必要なものは何か。【小規模事業者等への一時金】	申請書(後日HP等に掲載します。)及び「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上500万円以下の融資を受けたことが証明できる書類の写し(金銭消費貸借契約書及び返済予定表等)等を予定していますが、変更となる場合があります。
4	上記の一時金申請はいつから可能か。【小規模事業者等への一時金】	補正予算成立後、5月中の受付を予定しています。
5	申請後、いつ頃振り込まれるのか。【小規模事業者等への一時金】	6月以降、順次交付を開始します。
6	スタートアップ企業への一時金の窓口はどこか。【スタートアップ企業への一時金】	【申請に関する相談・受付窓口】 ・横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局 (委託先:株式会社ウィルパートナーズ) ・連絡先 TEL: 045-228-9404 E-Mail: yokohama-startup@willpartners.co.jp ・開設日時 令和2年5月22日(金)~令和2年6月30日(火)の 平日午前9時00分~午後5時00分 ※所管課は経済局新産業創造課です。(電話番号045-671-3487)
7	具体的にどういった事業者が対象になるのか。【スタートアップ企業への一時金】	IT、ライフサイエンス、環境・エネルギー、先端技術、イノベーションなどの分野で事業を営む、創業1年以内の市内に本社を有する企業です。詳細は以下のウェブサイトに掲載の「交付対象となる企業の分野・事業一覧」をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html
8	どのように申請したらいいのか。【スタートアップ企業への一時金】	横浜市電子申請・届出サービスから必要事項を入力後、申請書(原本)を上記事務局宛に郵送で提出してください。 詳細や申請書類等については、上記ウェブサイトをご覧ください。

9	<p>上記の一時金申請に必要なものは何か。 【スタートアップ企業への一時金】</p>	<p>所定の様式による申請書、履歴事項全部証明書、法人設立届出書写し、事業継続に直接必要な経費の支払いに係る契約書等債務の証明できる書類及び領収書等その支払いの事実が裏付けられる書類などです。 詳細は上記ウェブサイトでお知らせします。</p>
10	<p>申請期間はいつからいつまでか。 【スタートアップ企業への一時金】</p>	<p>申請受付期間は令和2年5月25日（月）から令和2年6月30日（火）までです。なお、受付開始は5月25日(月)午前9時00分からを予定しています。 ※申請は先着順で受け付けます。また、交付の決定見込み件数が200件に達した時点で受付を締め切ります。</p>
11	<p>申請後、いつ頃振り込まれるのか。 【スタートアップ企業への一時金】</p>	<p>申請内容の確認後、6月以降順次交付を開始します。</p>